



1年間ありがとうございました

校長

令和5年も残すところ9日となりました。この1年も、あっという間に過ぎ去ってしまったような気がします。今年は、数多くの行事も無事行うことができ、子どもたちの普段と違う良い表情を多く見ることができました。また、その中で子どもたちの成長も見られました。12月の学校だよりで書きました「あいさつの大切さ」を学校朝会でも子どもたちに話をしました。次の日からしっかりとあいさつをする子どもたちが増えました。素直に話を聞き行動に移せる子が多くいることがとてもうれしく思いました。

今年度当初、1学期始業式で「“自主性”を大切にしてほしい」と子どもたちに伝えていました。「自ら考え、自ら判断して、自ら行動できる子どもたち」の育成が課題だと感じています。来年も同じく、この「自主性」を培ってもらいたいです。また、自主性が育成できるようにさまざまな取り組みも行えるようにしていきたいと考えています。

保護者の皆様には、この1年も本校の教育活動にご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。来年度も、今年度と同様にご協力をよろしくお願いいたします。

さて、明日より冬休みが始まります。子どもたちが楽しみにしている「お正月」や「クリスマス」などたくさんの行事があり、慌ただしく充実した17日間の冬休みが始まります。そこで保護者の皆様に、お子様の『冬休みの過ごし方について』いくつかのお願いがあります。

持ち物の点検をお願いします。

長期休暇に入り、お子様が持ち物を持ち帰ります。持ち物が足りないとお子様の学習に支障が出る場合がありますので、ご家庭の方で内容を確認いただき、点検・補充・修繕と記名の確認をお願いいたします。

【確認いただきたい内容】

◎ 筆箱（鉛筆・消しゴム・赤鉛筆・フェルトペン）

鉛筆類が小さくなっていないか、また本数が少なかったり多すぎたりしないか確認をお願いします。消しゴムは、消しやすく使いやすいものを用意ください。

◎ 体操服

小さくなっていないかサイズの確認をお願いします。

◎ 上靴・体育館シューズ

小さくなっていないかサイズの確認をお願いします。靴掃除をお願いします。

◎ お道具箱（のり・色鉛筆・クレヨン等）

各用具が少なくなっていないか確認をお願いします。

◎ 絵具・習字道具

各種用具の汚れがないか確認いただき洗っておいてください。（乾いてから入れるようお願いいたします。）ぞうきんは、よごれがひどい場合は交換をお願いします。墨汁・絵具の補充をお願いします。

◎ ノート類

ページの少ない教科はそろえておいてください。

◎ その他

学習に必要なメモ用紙やロケット鉛筆など学校にもっていないようご家庭でもお話しください。文房具はシンプルで使いやすいものでそろえていただきますようお願いいたします。

1. 規則正しい生活を送れるようにしましょう！

クリスマス・大晦日など子どもたちは夜遅くまで起きていることも多くなります。その分遅くまで寝ていることも多くなりがちです。不規則な生活を送ることの多い時期となりますが、できるだけ生活リズムを崩さないよう「早寝早起き」「毎日運動をする」など規則正しい生活を心がけるようお願いします。

2. 昔ながらの伝統を楽しみましょう！

冬休みにはお正月など昔から続く行事が多くあります。“お正月の習慣（初詣・おせちなど）”や“昔遊び（ふくわらい・すごろく・こままわしなど）”に触れるよい機会だと思います。日本の昔の伝統に触れつつ、楽しんでいただければと思います。

3. 読書をししましょう！

感情を豊かにし、言葉をたくさん知るためには『読書』がとても有効な手段です。時間もたっぷりある長期の休みですので、ご家族と一緒に読書を楽しんでいただければと思います。

4. 家の手伝いをししましょう！

家族の一員としては「暮れの大掃除」などの家の仕事をするのは当たり前です。その年代に似合った役割を与えて、手伝いをさせてください。そして、できた時・がんばった時にはたくさん褒めてあげてください。自分が頼りにされているという“自己有用感”は“自尊感情”に繋がります。

5. 年末年始に使うあいさつをししましょう！

「よい年をお迎えください」とか「あけましておめでとうございませう」とか「今年もよろしくお願ひします。」など、年末年始に使う言葉も家族の間でも行うようにしてはいかがでしょうか？

6. 目標（1年の計）を立てましよう！

目標を持って、それに向かってひとつひとつ積み重ねていくことは、とても大切なことです。『1年の計は元旦にあり』とも言います。おうちの人と一緒に、令和6年に頑張ることを考えてみてはいかがでしょうか？書初めにしてみるのもいいことだと思います。

以上の6つのことは、終業式で子どもたちに伝えていきます。充実した冬休みを過ごすためにも、ぜひご協力をお願いします。

それでは、よいお年をお迎えください。来年も今年同様よろしくお願ひいたします。

3学期の開始について

3学期のスタートは1月9日（火）です。持ち物や宿題などについては、各学年の「学年だより」をご覧ください。楽しく充実した冬休みを過ごせるようご家庭でもご協力ください。事故やけがをすることなく、太田小学校児童全員が元気な顔で登校してくることを心待ちにしています。

※ 6年生の制服採寸

1月7日（日）9時～12時に
太田中学校で行われます。

校区外への外出について

長期の休みは開放的になりがちですが、子どもたち同士で校区外に出ると、事故や事件等の危険に巻き込まれる可能性が高くなります。スーパーや校区外へ行く際は、お子様と一緒に出かけていただきますようお願いいたします。

併せて、お金のトラブルなどに巻き込まれやすい時期でもあります。お金の使い方や管理の仕方などをお子様とご確認ください。よろしくお願いいたします。

ご家庭でもお話しください。

～ネット（SNS含む）や

スマホの利用時のルールについて～



<トラブルの例>

A みんな、今空いてる？
公園で遊ばへん？

B 空いてる！空いてる！

A 鬼ごでもしよか！

私もいっていい？

A C、なんでくるん？

この日Cさんは公園にやってきませんでした。
翌日、Cさんは怒り、Aさんと大喧嘩をすることとなりました。

Aさんは、Cさんにも来てほしかったのですが、何がいけなかったのでしょうか？

青少年が安全に安心して

インターネットを利用できる

環境の整備等に関する法律

（保護者の責務）

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

保護者の責務

- ◆子どものインターネットの利用状況を適切に把握する。
- ◆フィルタリング等の利用により、子供のインターネットの利用を適切に管理する。
- ◆子供がインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
- ◆不適切な利用により、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに留意する。

参照：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

家庭でルールを考えるにあたって

フィルタリングや、ペアレントコントロールの設定と合わせてルールの話し合いをしてください。ルールはお子様と話し合いを通して決める、定期的に内容の見直しを行うことでより良いものになっていきます。

<ルールの例>

1 スマホ・SNS・YouTube等の利用時間について

- ◆ 利用は午前7時から午後8時まで。超える場合は理由を保護者に伝える。
- ◆ 食事中・勉強中は利用しない。また、お風呂への持ち込みも行わない。
- ◆ 自室に引きこもってのスマホ利用は行わない。
- ◆ 利用する場合は、勉強などすべきことを先に済ませてからにすること。



2 利用用途のルールについて

- ◆ 家族・友人・学校との連絡、勉強に必要なことを調べる場合にのみ利用する。
- ◆ 自分の電話番号やメールアドレス、IDをむやみに教えない。
- ◆ 教えた場合は相手が誰かを保護者に伝えること。
- ◆ 必要のないサイトにアクセスしないこと。
- ◆ おかしなメール、知らない相手からのメールは必ず保護者に見せること。
- ◆ 有料サイトや有料アプリ・課金の利用は保護者に相談して許可をとること。
- ◆ 会員登録等の個人情報登録は、有料無料に関係なく保護者に許可をとること。



3 SNS利用について

- ◆ SNSは保護者が許可したものだけとし、他のSNSは利用不可とする。
- ◆ 人の悪口は絶対に書かないこと。
- ◆ 実際に会ったことがない人や必要があるとは考えにくい人と友達関係にならない。
- ◆ 約束が守られているか、1週間に1回チェックを行う。

4 家の外・家の中での利用について

- ◆ 歩きスマホ、自転車を運転しながらのスマホ利用は絶対にしない。
- ◆ お店や公共の場では大声で電話をしない。
- ◆ 自宅では必ずスマホはリビングの充電コーナーに置いておく。
- ◆ スマホの保管、充電場所は居間にする。

5 利用するアプリについて

- ◆ アプリの利用は、保護者と話し合ったものに限る。
- ◆ 新たにアプリを利用したい場合はその都度申告すること。
- ◆ 勝手にアプリをインストールを行わないこと。

